

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。また、取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の効率性を高めるため、2016年6月に監査等委員会設置会社に移行しております。

当社は、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの一層の強化と実践に努めております。

- ・当社グループの行動が法と社会倫理に基づいていること
- ・経営の透明性、客観性を確保し維持すること
- ・環境の変化に迅速に対応できる組織・体制を構築すること
- ・株主の権利の保護や平等性の確保など株主重視の公正な経営を徹底していくこと
- ・ステークホルダーとの円滑な関係の構築を通じて企業価値や雇用を創造すること

経営理念

産業社会が最も求める「技術開発」を根幹に、クォーター・リードに徹した「新製品・新商品」の創成に向けて、果敢なる挑戦のもと、全力を傾注して成果を生み出し、もって産業の発展に多大な貢献をはたす。

社訓

当社は1979年4月17日に東和精密工業株式会社として設立し、創業にあわせて「五つの力」を社訓として掲げました。

「ものづくり」への熱い想いと社訓「五つの力」を胸に刻み、ステークホルダーの方々やお客様に一層の信頼とご満足をいただけるよう、企業価値の向上に努めてまいります。

五つの力

- ・創造の力を培励(つちか)い
- ・技術の力を涵養(やしな)い
- ・実践の力を具現(あらわ)し
- ・信念の力を堅固(かた)め
- ・総和の力を結合(あわ)す

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

補充原則1-2-4.

議決権の電子行使については、議決権行使を促進するための方策の一つと認識しておりますが、現時点で導入に至っておりません。今後、機関投資家の保有比率や投資家の皆様のご意見等を踏まえ、引き続き検討してまいります。

招集通知の英訳については、現状の外国人比率等の推移を踏まえて、検討を継続しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

持続的な成長と中長期的な成長を図るため、業務提携、資金調達、取引拡大など経営戦略の一環として、必要と判断する企業の株式を保有することがあります。保有する株式の状況は定期的に取締役会へ報告し、保有する意義の乏しいと判断される銘柄については、市場動向や考慮すべき事情に配慮しつつ売却を行います。

議決権の行使については、投資先企業の中長期的な企業価値の向上に資するものであるかどうか、また当社への影響などを総合的に判断して適切に行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

取締役の利益相反取引・競業取引については、取締役会の付議・報告事項としており、取引毎に取締役会による承認並びに結果の報告を実施しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念

「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

経営戦略及び経営計画

当社グループは、2024年に売上高500億円、営業利益率16%の達成を目指す長期経営ビジョン「TOWA10年ビジョン」を掲げ、そのマイルストーンとしての中期経営計画を策定しております。第1次中期経営計画の最終年度となった2017年3月期の業績は、計画を大きく上回る結果と

なり、第2次中期経営計画に向けて確固たる礎を構築することができました。また、2018年3月期から始まる3ヵ年を、「TOWA10年ビジョン」を達成する上で最も重要な時期と位置づけ、「挑戦」と「飛躍」を合言葉とした第2次中期経営計画を策定しております。

「TOWA10年ビジョン」、第2次中期経営計画については、当社ウェブサイトに掲載しております。

・TOWA10年ビジョン (http://www.towajapan.co.jp/ir/pdf/news_20140328_2.pdf)

・第2次中期経営計画 (http://www.towajapan.co.jp/ir/pdf/news_20170227_1.pdf)

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「1 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名にあたっては、性別を問わず、当社の製品や市場に精通している者や、当社以外において豊富な経験や専門的知識を持ち、経営全般や専門分野において職務執行の重責を担える者より取締役会の構成を勘案したうえで、社長が原案の作成をしております。取締役会においては、独立社外取締役を含めた取締役メンバーが、社長から趣旨等の説明を受け、原案の妥当性を確認した上で、取締役会決議を得ております。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役候補者の選任理由については、当社ウェブサイトに掲載しております株主総会招集通知にて開示しておりますので、ご参照ください。

(<http://www.towajapan.co.jp/ir/stock/>)

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-1

取締役会は、経営意思決定機関として、法令または定款に定めのある事項のほか、経営基本方針並びに経営事業執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、それ以外の業務執行の権限については、「組織・職務分掌規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、監査等委員である社外取締役2名を選任し、全員を独立役員に指定しております。社外取締役の2名はそれぞれ専門的な知識と経験を持ち、様々な観点から取締役会や、代表取締役社長との「情報・意見交換会」等にて意見・助言等を頂いており、独立社外取締役としての機能を十分に発揮いただいております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法で定める社外役員の要件及び金融商品取引所が定める独立性判断基準に加え、企業経営や専門分野において豊富な経験と見識を有し、尚且つ、当社及び当社の取締役会、業務執行者等からの独立性が明確な者を選任しております。独立性の基準については、明確に量化された基準は設けておりませんが、現在及び過去の属性や、人的関係、資本的關係又は取引関係の有無、一般株主と利益相反が生じる可能性の有無等から、総合的に判断しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

取締役候補者の指名にあたっては、性別を問わず、当社の製品や市場に精通している者や、当社以外において豊富な経験や専門的知識を持ち、経営全般や専門分野において職務執行の重責を担える者より取締役会の構成を勘案したうえで選任しております。

補充原則4-11-2

取締役及び取締役候補者の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類において、毎年開示しております。

補充原則4-11-3

当社は、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことにより、取締役会の実効性の向上を図っております。更に、今年度より取締役会の現状について正しく理解し、より実効性の高い運営を目指すため、当社取締役会は毎年1回、取締役全員を対象としたアンケート(自己評価)を実施し、取締役会の実効性の分析・評価を行うことといたしました。

結果、当社取締役会は、社外役員の意見・質問も含め、建設的な議論が行われ、取締役会の開催頻度や時間、説明の内容等の運営についても適切・十分になされており、実効性が確保されているものと確認しております。

また、アンケート結果や意見について取締役会で議論を行いました。この議論を踏まえ、今後も取締役会の実効性の向上に向けて、継続的に取り組んでまいります。

【原則4-14. 取締役・監査役トレーニング】

補充原則4-14-2

取締役全員を対象とした教育・研修機会を年1回以上実施するプログラムを設けております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、経営企画本部長を情報取扱責任者に任命し、企画部をIR担当部署としております。決算説明会(半期毎)をアナリスト、機関投資家向けに開催し、別途、個人投資家向けにも説明会を開催しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称

所有株式数(株)

割合(%)

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,344,700	17.36
株式会社ケイビー恒産	2,000,000	7.99
蒲生 徳子	1,398,576	5.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,152,100	4.60
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,045,600	4.18
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	811,434	3.24
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	700,000	2.80
株式会社京都銀行	699,840	2.80
坂東 幸子	510,352	2.04
KIA FUND 136	396,800	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- 上記【大株主の状況】は、平成29年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載をしております。
- 次の大量保有者から、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書及び、大量保有報告書に係る変更報告書において、当社の株式を保有している旨が記載されているものの、平成29年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記【大株主の状況】には含めておりません。
 - ・DIAMアセットマネジメント株式会社
 - ・三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
 - ・レオス・キャピタルワークス株式会社
 - ・三井住友アセットマネジメント株式会社、SMBC日興証券株式会社
 - ・インベスコ・アセット・マネジメント株式会社、Invesco Asset Management Limited
 - ・株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社、アセットマネジメントOne株式会社

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桑木 肇	公認会計士											
和氣 大輔	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桑木 肇	○	○	桑木公認会計士事務所の所長であり、ダイバ株式会社及び富士機工株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、平成19年8月から平成21年7月まで当社の監査公認会計士等である京都監査法人(現PwC京都監査法人)に在籍しておりました。 また、本人と当社との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。	公認会計士としての豊富な経験と専門性を有しており、客観的立場から経営に参画する事ができ、当社の監査等委員である社外取締役として適任であるため。 また、証券取引所の定める独立性基準に該当事項はなく、現職及び過去の経歴において、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

和氣 大輔	○	○	和氣公認会計士事務所の所長を兼任しております。 また、本人と当社との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。	公認会計士及び税理士として、企業財務管理等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しており、客観的な立場から経営に参画する事ができ、当社の監査等委員である社外取締役として適任であるため。 また、証券取引所の定める独立性基準に該当事項はなく、現職及び過去の経歴において、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
-------	---	---	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人はおりませんが、常勤の監査等委員を設置しており、日常的に社内の重要な会議等に参加することで、監査等委員会の職務に必要な情報共有を行っております。 なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、適切な者を配置し、その配置については、監査等委員会の意見を聴取し決定いたします。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、定期的に会計監査人並びに内部監査室から会計監査の状況並びに内部監査に関する報告を受けており、必要な情報を交換する場を設定しております。また、必要がある場合には、内部監査室に調査を依頼する等、緊密な連携体制を構築しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項
当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明
ストックオプション制度、業績連動型報酬制度について、様々な方法を検討しておりますが、現時点では導入に至っておりません。 なお、役員持株会を通じた自社株式の購入を推奨しており、取締役は原則として毎月一定額を拠出して自社株式を購入しております。
ストックオプションの付与対象者
該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役の報酬等の額につきましては、社内取締役及び社外取締役の区分ごとにそれぞれ総額を開示しております。なお、平成29年3月期における取締役の報酬等の額は以下のとおりであります。

- ・取締役(監査等委員である取締役を除く。) 157,125千円(基本報酬123,750千円、賞与33,375千円)
内、社外取締役 1,200千円(基本報酬1,200千円)
- ・取締役(監査等委員) 17,460千円(基本報酬17,460千円)
内、社外取締役 7,380千円(基本報酬7,380千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、基本報酬(月例定額報酬)と賞与から構成しております。基本報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案し、賞与については、当期の業績に対する貢献度に基づいて株主総会で決議された総額の範囲内で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、定時株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

職務を補助すべき使用人の配置要請があった場合には、速やかに配置する方針です。取締役会・監査等委員会においては、議案・資料等の事前配布を行い、必要に応じて補足説明を実施しております。また、社内各部門や会議体の業務執行状況の記録や議事録等の閲覧が可能であるとともに、内容に関する報告を求めた場合には、各責任者が速やかに報告する体制となっており、情報が確実に伝達される仕組みとなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 主要な協議・決定等の機能に係る機関

主要な協議・決定等の機能に係る機関として、取締役会、監査等委員会、経営会議等を設置しております。

[取締役会及び監査等委員会]

取締役会は、監査等委員ではない取締役4名及び監査等委員である取締役3名(内、社外取締役2名)の計7名(男性7名)で構成しております。月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。

監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役2名の計3名(男性3名)で構成しており、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携をとることで必要な情報の共有化を図っております。

なお、前事業年度におきましては、取締役会は17回、監査等委員会は2016年6月移行後、13回開催しております。

[社外取締役]

当社は、当社の社外取締役の選任においては、会社法第2条第15号の定めに加え、企業経営や専門分野において豊富な経験と見識を有し、尚且つ、当社及び当社の取締役会、業務執行者等からの独立性が明確な者を選任しております。独立性の基準については、明確に定量化された基準値等は設けておりませんが、現在及び過去の属性や、人的関係、資金的関係又は取引関係の有無、一般株主と利益相反が生じる可能性の有無等から、その独立性を総合的に判断しております。

[経営会議]

経営会議は、代表取締役が指名したメンバーで構成され、経営方針に基づく中期経営計画・年度計画やその他の重要な業務の執行状況について報告され、また課題等については協議を行い、その方向性を決定しております。取締役会付議事項については、事前に経営会議において協議することにより、迅速かつ効率的な経営の意思決定を行える体制を確立しております。なお、前事業年度におきましては、16回開催しております。

2. リスク管理体制

[リスク管理委員会]

リスク管理体制として、当社は、リスク管理委員会規程に基づき代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。当該委員会は、当社の事業に関する様々なリスクを評価し、回避・移転・低減・保有等のリスク対策を決定いたします。リスク対策は、リスク管理委員会の下部組織として設置されるリスク管理運営部会により実施いたします。

3. 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査室(人員1名)が社内規程に則り実施しております。内部監査の種類は、(1)業務監査、(2)組織、制度、規程監査、(3)会計監査、(4)特命による監査、(5)内部統制の整備、運用状況のモニタリングに区分され、定期的に各部門及び子会社の業務の執行状況、法令や内部規程の遵守状況をチェックするとともに、より適切な業務の運営に向けた意見や助言等を行っております。なお、内部監査室は定期的に監査等委員会に出席し、監査結果の報告、情報・意見交換等を行い、連携した監査に努めております。

4. 会計監査人の状況

当社は、会計監査人としてPwC京都監査法人を選任しております。平成29年3月期に係る会計監査体制としましては、公認会計士は、高井晶治(平成26年3月期より当社を担当)、梶田明裕(平成29年3月期より当社を担当)の両氏であり、その会計監査業務に係る補助者は公認会計士10名、その他10名となっております。

なお、PwC京都監査法人は、平成28年12月1日をもって、京都監査法人から名称変更しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、上記2のコーポレート・ガバナンス体制を採用することにより、経営・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速な意思決定と業務執行機能の強化が可能になると考えております。また、取締役として、取締役会で議決権を行使できる監査等委員が、取締役会の監査・監督を行うことによって経営監視機能の客観性及び透明性が確保されると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は可能な限り早期の発送に努めております。平成29年6月29日に開催の定時株主総会につきましては、開催日の22日前(平成29年6月7日)に発送いたしました。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、招集通知発送前に当社ウェブサイト等に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の投資フェアやセミナー等に参加し、個人投資家向けに説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表(半期毎)後、アナリスト及び機関投資家向けに説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	開示資料は公表と同時に当社ウェブサイトに掲載する等、積極的な情報開示に努めております。掲載しているIR情報としては、決算短信、決算説明会資料、報告書、アニュアルレポート、有価証券(四半期)報告書、株主総会招集通知等があります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては企画部が担当しており、関連部署と協力のもと、正確かつ迅速な情報開示に向けた体制を構築しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、取締役及び従業員が高い倫理観のもとで業務を行うことが社会に対する大きな責任であるとの考えに立ち、「コンプライアンス規程」を制定し、社会的責任の自覚、社会倫理に適合した行動、企業活動における関係法令遵守の徹底を図っております。また、同規程の解説ツールを作成し、全従業員への教育、啓蒙活動を積極的に行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境保全が人類共通の重要課題であることを認識し、「環境と経営」のより良い共生を目指すことを環境方針として掲げ、平成13年3月にISO14001の認証を取得し、継続的な改善活動に取り組んでおります。
その他	(剰余金の配当等の決定に関する方針) 当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営施策の一つであると考えており、競争力のある製品開発を目指す研究開発投資や生産性向上を目的とする設備投資、新たな市場への事業展開に係る投資、また、財務体質の改善等に必要な内部留保を確保した上で、各事業年度の業績に応じた利益配分を実施することを基本方針としております。 (役員への女性の登用に関する現状) 当社は、当社の製品や市場に精通した者、あるいは当社内外の様々な業務や経験を通して、高い専門知識を持つ者、経営全般にわたり企業価値向上に寄与する職務を遂行できる者等を役員に登用しております。従いまして、性別という視点からは人材の選定を行っておりません。なお、現在、当社には女性の役員はおりません。 (女性社員が活躍できる職場環境の整備について) 当社は、女性社員が活躍できる職場環境を整備するため、育児休業及び育児短時間勤務制度については、法令を上回る期間を取得できる制度を導入する等、仕事と育児が両立できる職場環境の構築に積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに業務の適正を確保するための体制(以下、内部統制システムという。)に関し、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

当該基本方針の内容及び内部統制システムの主な整備状況は、次のとおりです。

・「内部統制システム」構築の基本方針

1. 当社および子会社の取締役等ならびに従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令遵守を重要課題と位置付け、当社および子会社の取締役等ならびに従業員が、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための規範となるコンプライアンス規程をはじめ、法令遵守に係る規程を整備・制定する。
- (2) 取締役、管理職および従業員に対して階層別に必要な研修を定期的実施し、コンプライアンスに対する意識の維持・向上を図る。
- (3) 内部監査室は、その監査の一環として法令遵守体制の有効性について監査する。
- (4) 前二項の結果は、定期的に取り締り委員会および監査等委員会に報告する。
- (5) 法令上疑義のある行為等について、直接情報提供を受ける手段として通報者の保護を徹底した公益通報・相談システムを充実する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役会議事録、稟議書、帳票類、各種契約書、その他取締役の職務執行状況を示す主要な保存文書・情報類(電磁的媒体を含む。)の明確化を行い、適切な保存期間の設定および管理方法を明確にするために「文書管理規程」、「情報システム管理規程」の見直し・整備を推進する。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社および子会社の経営環境、事業活動、会社財産の状況を踏まえたリスクの識別、分析および評価を実施する。
- (2) 識別および分析されたリスクに応じたリスク管理組織を設置し、リスク管理を有効にするための具体的管理計画の策定に基づいた管理の実行と定期的な評価を行う体制を構築する。
- (3) 前項のリスク管理に関する実行と評価は、定期的に取り締り委員会に報告する。
- (4) 内部監査室は、その監査の一環としてリスク管理の有効性について監査する。

4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、あらかじめ経営会議において協議を行い、取締役会が決定する。
- (2) 当社の取締役会が執行を決定した経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において定期的にレビューを行い、取締役会に報告する。
- (3) 当社は、取締役の職務の執行の効率性を確保するために、執行役員制度の導入によって職務分担と権限を明確にし、社内組織における適切な役割分担と連携を行う体制を構築する。
- (4) 当社および子会社は、権限およびその他の組織に関する基準を定め、これを準拠し、業務を執行する。
- (5) 当社および子会社は、業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な活用を通じて業務の効率化推進体制を構築する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「組織・職務分掌規程」および「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社統括担当部門および各本部は、それぞれの所管業務を通じて、子会社の事業における内部統制システムの構築・整備・運用について指導・管理する。また、子会社の決算書類およびその他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- (2) 内部監査室は、「国内外事業会社内部監査規程」の定めるところに従って、子会社における法令遵守およびリスク管理体制等内部統制システムの構築と運用について監査する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

監査等委員会が求めたときは、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を必要に応じて配置する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員が監査等委員会の補助職務を担うときは、独立した組織で監査等委員会直属とし、監査等委員会以外からの指揮命令は受けない配置とする。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得る。

8. 当社および子会社の取締役等ならびに従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果等、あらかじめ協議して定める監査等委員会に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう社内体制の整備を行う。

9. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「公益通報(内部通報)取扱規程」に基づき、監査等委員会への通報を理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制とする。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 会社の重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために、監査等委員が社内の重要な会議等に出席できる体制を確保する。
- (2) 代表取締役社長と監査等委員会は定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

・「内部統制システム」整備の状況

1. コンプライアンス規程において、当社及び子会社が事業活動を行う上で取締役及び従業員が遵守すべき普遍的事項並びに日常業務の中で具体化するための行動基準を明記しております。また、インサイダー取引管理規程、個人情報保護規程、公益通報(内部通報)取扱規程等を制定

し、コンプライアンス体制を整備、構築すると共に、社内への浸透を図るため、全社員を対象とした研修教育の実施や社内報への記事掲載等を行っています。

公益通報(内部通報)については、従業員や子会社からの通報に対応するため、社内に複数の窓口を設置しており、十分な通報体制となっております。

2. 子会社における特に重要度の高い業務の執行については、最終決裁を親会社とする等、企業集団としての内部統制が適切に機能する体制を整えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力並びに団体に対しては、毅然たる態度で臨み、そのような勢力並びに団体とは一切関わりを持ちません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、上記1の基本方針について「コンプライアンス規程」において明確に定め、全社員への周知・徹底を行っております。また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応統括部署を総務部と定め、専任の不当要求防止責任者を同部内に設置し、顧問弁護士をはじめ外部専門機関とも密に連携することで反社会的勢力排除に向けた情報収集にも努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

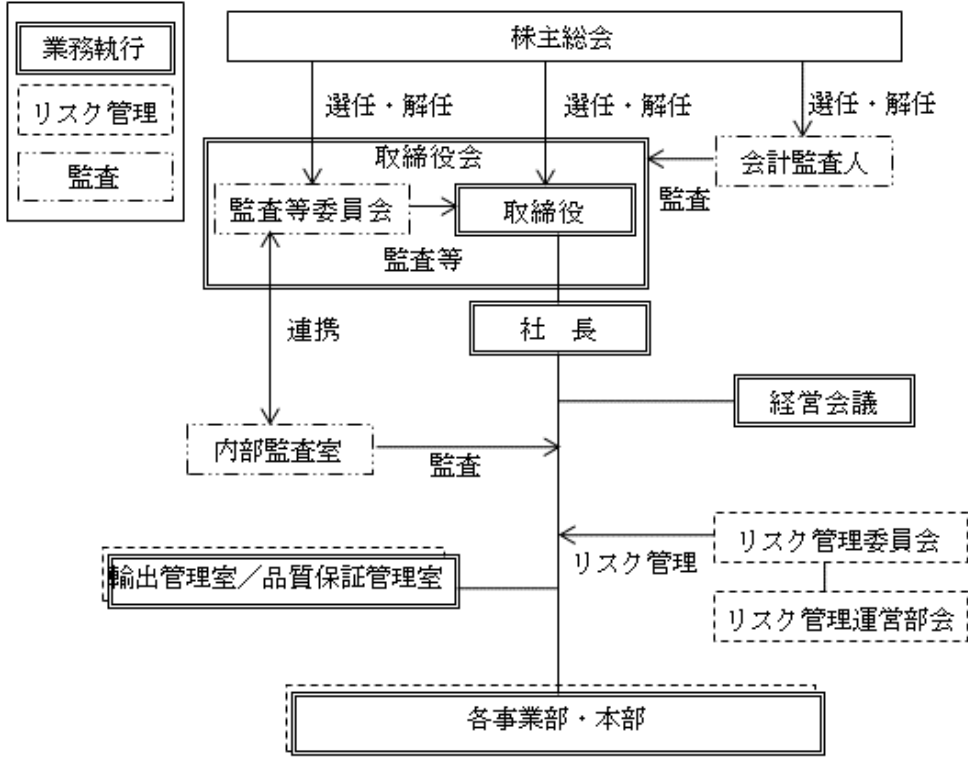
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 各種会社情報の取り扱い

- (1) 当社は、情報開示が公正かつ適時・適切に行われるよう「コンプライアンス規程」及び「インサイダー取引管理規程」を制定しております。
- (2) 取締役及び関連各部並びに各子会社責任者は、適時開示が必要と考えられる各種会社情報を知った場合、情報取扱責任者（経営企画本部長）宛へ報告を行います。
- (3) 情報取扱責任者は、報告されたすべての各種会社情報を吟味、選択して適時開示する情報を決定します。
- (4) 情報取扱責任者は、企画部に適時開示報告書等の作成を指示し、代表取締役社長の承認を得て、速やかに証券取引所に提出しております。また、適時開示報告書等の内容について、必要に応じ会計監査法人等による検証を受けております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制のチェック機能

- 適時開示に係る社内体制については、監査等委員会が下記の項目について定期的及び必要に応じて確認しております。
- (1) 会社情報は、上場規程その他の関連諸法令・諸規則を遵守し、適切に報告されているか。
 - (2) 報告書の提出時期は正しく守られているか。



■

